

警察庁長官

露 木 康 浩 様

緊 急 要 望

福 島 県 市 長 会

## 緊 急 要 望

福島県においては、森林面積が県土面積の約71%を占め、多くの山間部を有していることから、消防団における消防車両は四輪駆動車が多く、その結果、3.5トン以上の車両が多い。

このため、消防団員は平成29年3月に施行された改正道路交通法による準中型自動車免許を取得する必要があるが、免許取得費用や教習所入校等の負担が生じることから、新入団員を含めた消防団員の確保にも影響が出ている。

また、自治体においては、3.5トン未満の消防車両への更新を進めているところもあるが、全て更新するまでには多くの年数がかかる見通しである。

よって、国は、道路交通法第85条を改正し、消防団員が消防車両を運転する場合に限り、普通自動車免許でも準中型自動車を運転できる例外規定を設けるよう要望する。

令和6年12月24日

福島県市長会

会長 立 谷 秀 清